

## 令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

### 1 背景と目的

本市では、都市計画マスタープランをはじめとしたまちづくりに関する既往計画において、特に重要な施策として「まちなか居住の促進」を掲げており、これまでに様々な取り組みを進めてきたが、時代の変遷とともに、まちなか居住を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

この新たな時代のニーズに対応するため、令和元年度から新たな施策の実施に向けた検討を開始し、まちなかに多数存在する空きビルを有効活用することで新たなコンテンツを呼び込み、暮らしの環境を向上させて居住者を増やすという新たな施策を打ち出した。令和3年度から行政主導で先導モデルケースとなる事業を実施しており、関係人口の拡大や新たなコンテンツを生むなどの一定の成果を上げているが、この施策を更に展開するためには、地域において、空きビル活用を総合的にプロデュースすることでまちなかで働く・暮らすことの価値を提示し、市内外からヒト・コトを呼び込むことができる人材（以下「プランナー」という。）の輩出が不可欠である。

よって、本業務は、新たな施策の担い手となるプランナーを発掘・育成することで、まちなかに本施策を浸透させて居住促進に寄与することを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

#### (2) プランナー候補者の発掘

本市のこれまでの取り組みから、本施策で必要だと思われるプランナーの属性を分析して抽出した上で、受託者が提案した手法にて、その候補者となる人物を3人以上発掘すること。

#### (3) プランナー候補者の育成

(2)で発掘したプランナー候補者について、プランナーとして必要な知識・スキル等を身に着けるために、受託者が提案した手法にて育成すること。なお、提案する手法は、内容、回数、時期などを明確に示すこと。

- (4) 情報発信  
本取り組みを市内外に広めるため、受託者が提案した方法にて情報発信すること。
- (5) 自主提案業務  
上記以外に、目的を達成するために必要だと考える業務を提案して実施すること。
- (6) 打ち合わせ  
本業務を円滑に遂行するために必要な打ち合わせを月 1 回以上実施し、毎回の記録を作成すること。打合せはオンラインでもよい。
- (7) 業務報告書の作成  
本業務の成果を取りまとめた業務報告書を作成すること。

### 3 成果品

- (1) 業務報告書（A 4 版、ファイル綴じ（インデックス付き）） 2 部
- (2) 電子データ※（CD-R 等に記録したもの） 1 枚  
※マイクロソフト社製のワードかエクセルで編集可能なデータであることを原則とし、図面等で他のデータ形式を用いる場合は、事前に委託者の了解を得ること。

### 4 その他の留意事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づく契約を締結する。
- (2) 受託者は、本業務の主旨を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、本仕様書の他、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与又は使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上で定める。
- (6) 業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。

### 5 支払い条件

前払いを可とする。ただし、沼津市業務委託契約約款第 32 条は適用せず、契約締結後、受託者から前金払の請求を受けた日から起算して 30 日以内に委託料の 50%を支払う。